

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄返還交渉Ⅱ-1（対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2020-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45929

19
21-16
(1.
3)

沖縄返還に關するヴィエトナムの取扱の件

通報文二六　米局長

1. 五尾 (昭-21)
2. 岸田長
3. 宮山良
4. 伊藤
5. 大内辰 (昭-8)
6. 三井

一

一、総理大統領会談において沖縄返還についての合意に達するに當り、米側は、米大統領が米国内において、「沖縄返還に關する合意はヴィエトナム戦争のための軍事行動に影響を及ぼすことにはない」と明言し得ることが是非とも必要な要件の一つであるとしてわが方の了解を求めており、この点は米側の事情止むを得ざるものと認めざるを得ない。

二、実際問題として、七二年返還実現の場合、仮にヴィエトナム戦争がなお継続し、B-52による南爆を必要とするような事態であるとした場合、わが方の選択は、(1)返還後の南爆を認めるか、



(四) 請求を必要としなくなる時期まで返還を延ばすか、或は(五)返還後の再擧を米側をして断念せしむるか、の三者しかなく、今秋とどう早期にきて、わが方が米側及び国内に対し、何らかの態度を示さざるを得ない点に極めて処理困難を所以が存する。

蓋し今秋の条件をもつて沖縄返還の合意に達することは不可能と考えざるを得ずまた前記(一)の米側の国内的説明は具体的には(1)又は(2)の何れかを意味することであり、従つて、わが方としては、米側の国内的説明及びそのわが国内に対する返還に關し、國內において政府の意図は(1)の何れに在りやとの設問に対し、答えるを得なければならぬ。

此の点に關しては左の諸点を考慮する必要がある。

(1) 一二年返還と云うことは大目標であること。

② 従来政府はB52沖縄撤去早期実現の期待を米側に訴え、また施政権返還後はB52駐留はあり得ずとの趣旨の説明を行なつてゐること。

③ B52の撤去に關し、国内の一派には本土の沖縄化反対という考え方のあること。

④ 本件は總理訪米後返還実現までの時期に亘ける沖縄のB52問題の扱い方に關連あること。

四、本件米側國內的説明のわが国内への伝達に始するわが方の態度及び應酬振りにつき御指示賜りたい。